

30 豊行（情運）第3号

平成31年2月22日

豊橋市長 佐原 光 一 様

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

会長 佐野 真一郎

豊橋市情報公開条例及び豊橋市個人情報保護条例の一部改正について

（答申第20号）

平成30年12月17日付け30豊行第294号にて諮問のあった案件について、  
下記のとおり答申する。

#### 記

本案件は、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号）及び「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第51号）が平成29年5月30日から施行されたことに伴い、「個人情報保護条例の見直し等について（通知）」（平成29年5月19日総行第33号総務省大臣官房地域力創造審議官通知）により、「個人情報保護条例の見直しについては、従前、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）等の内容を踏まえること」とされたことにより、本市においても個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取扱いを定めるため、豊橋市情報公開

条例（平成8年豊橋市条例第2号）及び豊橋市個人情報保護条例（平成17年豊橋市条例第1号）の一部を改正することを予定しているため、豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例（平成17年豊橋市条例第3号）第2条第1項に基づき、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項であるとして、本審議会に諮問されたものである。

本審議会の意見はおおむね以下のとおりである。

## 1 個人情報の定義の明確化等

### （1） 個人情報の定義の明確化

法と同様の規定を設けることは市民にもメリットのあることであり、条例改正をすることは特に問題はない。

### （2） 他の情報との照合

既に法と同様の規定が設けられており、条例改正の必要はない。

### （3） 死者に関する情報

法は生存する個人の情報に限っているが、本市は、個人情報保護制度の在り方を検討した豊橋市個人情報保護制度懇談会による平成16年10月7日付け「豊橋市における個人情報保護制度のあり方について（提言）」（以下「平成16年提言」という。）を受けて個人情報保護条例を全部改正し、その際、法とは異なり特に死者の個人情報も保護しているものである。

死者の個人情報であってもその情報の保護の必要性は生存する者の個人情報と変わらないことから条例改正の必要はない。

## 2 要配慮個人情報の取扱い

### （1） 要配慮個人情報の定義

### （2） 個人情報ファイル簿等への記載

要配慮個人情報の定義及び個人情報ファイル簿等への記載については、いずれも法と同様に条例においても特に配慮を要する情報を明確にし、取扱いに配慮する必要性があることから、条例改正をすることは特に問題はない。

### （3） 要配慮個人情報の収集制限

法は要配慮個人情報の収集を制限していないが、本市においては平成16年提言を受けていわゆるセンシティブ情報の収集の制限規定を設けている。

センシティブ情報の収集の制限の必要性は現在も変わっていないとはいえないことから、センシティブ情報について現時点では条例改正の必要はない。

また、要配慮個人情報100を超える市の事務で使われており、この取得を制限することは現実的ではないので、条例改正の必要はない。

なお、要配慮個人情報やセンシティブ情報の取扱いについての市民への周知方法について市において検討されたい。

### 3 非識別加工情報の仕組みの導入

国の検討会でもまだ結論が出ていないこと、及び法整備がされる可能性もあることから引き続き検討が必要であるので条例改正の必要はない。

ただし、市は国の動向に注視しつつ、改正の時期を見極め、条例を改正する場合は改めて審議会に諮問されたい。

### 4 罰則について

法と同様の規定であり、条例改正の必要はない。

### 5 オンライン結合制限

法の規定とは異なるが、条例は、オンライン結合が個人の権利等に重大な被害を及ぼすおそれがあるとの平成16年提言を受けて原則としてオンライン結合を制限したものである。例外規定も認められていることから、条例改正の必要はない。

### 6 情報公開条例の見直し

情報公開条例においても定義の明確化をする必要があるため、条例改正をすることは特に問題はない。